

米子市からの令和8年度 県政に対する要望事項への対応方針

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
1	北朝鮮による拉致被害者の早期帰国の実現と調査の徹底について	政府認定の拉致被害者・松本京子さんをもつ本県として、国に対し、被害者の一刻も早い帰国の実現と特定失踪者の徹底した調査について、北朝鮮に具体的に条件をつけ、期限を切って交渉するよう本市と連携して働きかけること。 また、国の後押しとなるよう、一層の啓発活動への取組と、被害者が帰国された際の支援体制整備を図ること。	継続	松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の即時一括帰国実現のため、国際社会と連携しながら、日朝首脳会談による北朝鮮との直接交渉を行うなどあらゆる手段を尽くすよう、引き続き拉致問題の早期解決について、要望活動を行っていきます。 また、拉致問題を多くの県民の方に理解していただき、解決に向けた機運を高めていくため、学校や地域での拉致問題人権学習会やコンサートなどのイベントを実施していくこととしています。さらに、今年度も国民のつどいの開催を予定しており、これらの活動に今後も引き続き取り組んでいきます。 なお、帰国後の支援については、帰国支援体制共通マニュアルに基づいた速やかな対応が行える体制を整えており、今後も米子市や関係機関と連携・協力しながら取り組んでまいります。	地域社会振興部 (人権・同和对策課)
2	米子空港における国内定期路線の充実について	新規路線の実現等による航空路線の拡充について、積極的な施策を講じるように、引き続き、国に対し働きかけること。	継続	国内航空路線の拡充は地域経済活性化の観点から重要であり、様々な機会を捉えて航空会社に働きかけを行っています。国に対しても、地方路線の維持・拡充についてこれまでも要望を行ってきているところです。 そのような中、地域航空会社が米子～関西国際空港間の新規就航を計画されています。 今後も貴市と連携しながら国に対する要望活動を継続してまいります。	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課)
3	米子空港の国際化の促進について	台北便の新規就航など国際航空路線の充実に向けて、ご尽力いただいているところであるが、インバウンド需要の急速な回復に対応するため、引き続き誘致活動の強化を図ること。 併せて、国際定期路線に対する生産性向上や人材確保等に要する経費の補助など、引き続き支援の充実を図るよう、関係機関と連携して国に働きかけること。	継続	国際航空路線の運航再開や増便など路線の充実に向けて、引き続き、航空会社や旅行会社等への働きかけや連携したプロモーション等を行い、インバウンド需要の取り込みを加速させます。 また、航空・空港人材の確保等に対する支援の充実については、引き続き、中国知事会など関係機関と連携して国に働きかけていきます。	輝く鳥取創造本部 (国際観光課)
4	新幹線の整備推進について	中国横断新幹線（伯備新幹線）及び山陰新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げに向けて、フル規格新幹線の整備に向けた段階的な整備の手法も研究するなど、本市を含む鳥取県西部地域自治体とともに取組を進めること。 また、新幹線整備推進に当たり、整備事業費の地元負担金のあり方の見直し及び平行在来線を経営分離しないために必要な措置の検討並びに新幹線予算総枠の拡大について、国に対し働きかけること。	継続	中国横断新幹線（伯備新幹線）及び山陰新幹線の整備計画路線への格上げに向けて、県では県内外関係団体と連携し、これまで繰り返し、地元負担のあり方や並行在来線の経営分離方針の見直し、また調査研究事業の継続等を含め国に働きかけてきたところです。 令和7年8月27日も国への要望を行ったところであり、現整備新幹線の進捗状況等を見ながら、関係団体と連携し引き続き国への働きかけを行ってまいります。	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
5	公共交通の確保・維持のための支援強化について	地域公共交通計画に基づいて実施主体者が行う、利用促進のための運賃割引に伴う減収補填など、公共交通の確保・維持につながる必要な施策に対して、支援の強化を図るよう国に働きかけること。	継続	地域の実情・ニーズを踏まえた公共交通の維持・確保に向けた地方の取組への支援の充実について、これまで継続的に国への働きかけを行い、令和7年8月27日も要望を行ったところです。引き続き地域の実情、状況を踏まえ、国への働きかけを行ってまいります。	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
6	公共交通のDX推進について	本市では「だんだんバス」に交通系ICカードシステム「ICOCA」を導入したところであり、また、県内全路線バスへのキャッシュレス決済導入も推進されているところであるが、導入後の維持管理コストを含めた事業実施に必要な財政措置について、国に対し働きかけること。 また、自動運転バス（レベル4）の社会実装に向けた先進的な取組を進める本市に対して、長期的な伴走支援を行うよう国に対し働きかけること。	新規	本年4月、県、貴市を含む県内19市町村及びバス事業者等と「鳥取県路線バスキャッシュレス化推進協議会」を立ち上げ、県内全路線バスについて、来春のICOCA運用開始を目指していく方針を確認したところです。今年度、制度の見直しにより更新経費については国庫補助対象となりましたが、導入後の維持管理コストについては、まずは全県の運用状況をみながら対応を判断していきます。 また、自動運転技術の実装に向けては、技術的課題も多く、実証の取組には多額のコストもかかることから、取組への十分な支援を行うよう、令和7年8月27日、国への働きかけを行ったところです。	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
7	歩いて楽しいまちづくりの推進 《重点要望項目》	歩いて楽しいまちづくりの推進に向けて、「まちなかと郊外の一体的な発展」を踏まえた都市計画法及び都市再生特別措置法等による規制誘導策や各種まちづくりの計画・施策に関して支援をすること。 また、主要地方道米子停車場線（駅前通り）の歩行空間の拡大に向けた具体的な調査を行うなど関連する施策・事業を促進すること。	継続	貴市が取り組む都市計画等の規制誘導策や立地適正化計画等のまちづくり計画による取組について積極的に情報提供や技術支援等を行い、歩いて楽しいまちづくりに協力していきたいと考えています。 また、主要地方道米子停車場線（駅前通り）の歩行空間の拡大や関連する施策・事業の推進については、貴市と協働で駅前通りの交通機能や防災機能等に対する課題の検証を進めるとともに、貴市が実施している実証実験の分析結果等を踏まえ、米子駅周辺エリアを対象とした歩行区間の拡大や歩いて楽しいまちづくりの在り方、進め方等を貴市と共に検討して参ります。	生活環境部 (まちづくり課) 県土整備部 (道路建設課(道路企画課))
8	まちなかウォークアブル推進事業への交付金の重点配分について	「居心地がよく歩きたくなるまちなか」づくりを推進し、米子市が目指す「歩いて楽しいまち」の実現を図るため、予算を重点配分するよう国に働きかけること。	継続	まちなかウォークアブル推進事業について、必要な予算の確保を国に働きかけていきます。	生活環境部 (まちづくり課)
9	米子港・城下町周辺地区都市構造再編集集中支援事業に係る財政措置について	基幹事業である山陰歴史館再整備事業及び湊山公園再整備事業において、令和8年度に着手し、「米子港・城下町周辺地区都市再整備計画」に基づく施設の整備を着実に実施するため、補助金の必要額を確保するよう国に働きかけること。	新規	都市構造再編集集中支援事業について、必要な予算の確保を国に働きかけていきます。	生活環境部 (まちづくり課)
10	鳥取大学医学部附属病院の再整備における財政支援について 《重点要望項目》	県内だけでなく圏域有数の災害拠点病院として重要な役割を果たすとともに本市のまちづくりの核となっている鳥取大学医学部附属病院の再整備について、同病院の地域医療・防災機能の強化に向け必要な財政支援を講じるよう国に働きかけること。 また、都市公園（湊山公園）を含む周辺エリアと病院の一体的なまちづくりを目指すホスピタルパーク構想の実現に向けた取組に対する財政支援についても国に働きかけること。	新規	鳥取大学医学部附属病院は、地域災害拠点病院として、医療圏域における役割を担っており、鳥大病院の再整備による災害医療体制の強化は、本県の地域医療の充実につながるものと考えます。 本県では、2040年を見据えた新たな地域医療構想の推進に向け、国に対し8月12日に県内病院の再整備等に向けた財政的支援措置を要望しており、引き続き、国に対して働きかけていきます。 なお、ホスピタルパーク構想については、貴市と鳥取大学との間で湊山公園の用地提供にかかる協議を行っているところと聞いており、その状況を踏まえ、必要な予算の確保を国に働きかけていきます。	福祉保健部 (医療政策課) 生活環境部 (まちづくり課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
11	防災庁の誘致について 《重点要望項目》	<p>先般、国が公表した「南海トラフ地震被害想定」では、九州、四国、紀伊半島、東海・関東地方に至るまで、太平洋に面した広範な圏域において、甚大なる地震・津波等被害の発生が想定されている。また、多くの国家機能が東京圏に偏在する中、災害リスク軽減と国家機能維持など危機管理上の観点で、国家機能を分散していくなど備えを強化していくことが強く求められている。</p> <p>米子市を中心とした鳥取県西部地域は、南海トラフ地震や津波リスクが相対的に低く、中国地方で初となる特定利用港湾（境港市）及び国際機能を有する米子鬼太郎空港（米子市）等が整備されているなど、日本海側における交通の要衝であることに加え、航空・陸上自衛隊拠点の存在により運用面においても万全な体制が備えられている。</p> <p>また、鳥取大学医学部附属病院（災害拠点病院機能）を中心とした医療インフラが充実していることなどから、国が令和8年度に設置を目指す防災庁機能について、本市をはじめとした鳥取県西部地域へ誘致するよう、国に働きかけること。</p>	新規	<p>本県が所属する関西広域連合では、関西地域への防災庁の拠点の誘致について要望しているところであり、国においてどのような方針を打ち出されるか注視するとともに、本県が必要な役割を果たせるよう、必要に応じて本県への一定の機能配置等を国への働きかけることも検討していきたいと考えています。</p>	危機管理部 （危機管理政策課）
12	美保基地周辺の環境整備の促進について	<p>美保基地周辺住民の民生安定を企図した、まちづくり支援事業の実施・道路整備等の環境整備の促進を計画的かつ着実に進めるための予算を確保し、事業進捗に必要な額を配分するよう国に働きかけること。</p>	継続	<p>美保基地周辺の環境整備については、地元市が国（防衛省）と直接協議される事項であり、既に貴市において主体的に対応いただいているところですが、県としても以前から国に対して基地周辺の環境整備、地域振興に特段の配慮を講じるよう要望してきており、今後も機会を捉えて国に要望していきたいと考えています。</p>	地域社会振興部 （市町村課）
13	自治会管理の集会所の環境整備について	<p>自治会が管理・運営する集会所については、地域住民のための避難場所及びクーリングシェルター等の重要な役割を担うことも踏まえ、空調設備の更新やトイレの改修などの環境整備にかかる経費に対して財政支援策を講じるよう国に対して働きかけること。</p>	新規	<p>自治会・町内会活動に係る市町村の支援に要する経費（住民活動支援事業：自治会・町内会所有施設等への補助等）については、普通交付税が措置されているところですが（令和4年度には、自治会・町内会加入促進に係る経費等が拡充）。県としては、県内市町村の意見を踏まえつつ、必要に応じて、国に財政支援の拡充を働きかけていくことを検討していきます。</p>	地域社会振興部 （市町村課）
14	原子力発電所における安全対策と防災対策について	<p>原子力発電所の稼働については、地域の安全を第一義とし、立地と同等に周辺地域の意見を聞き、使用済燃料の処分などの諸課題に対して責任を持った対応を行うよう国に働きかけること。</p> <p>また、原子力防災対策については、発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様に避難路や避難場所の整備、住民啓発等を的確に行う必要があるため、整備費用、人件費、資機材購入費等、必要な経費に係る財源を国において措置するよう働きかけること。</p>	継続	<p>島根原子力発電所の運転について、安全を第一義として厳しく指導監督を行い、地域の安全の確保及び県民の理解等について国が責任をもって対処すること、周辺自治体の意見の反映や原子力防災対策を行わなければならない実状に見合うよう相応の財源措置を行うこと等、今後も貴市や境港市と話し合いながら、国に対して必要な要望を行っていきます。</p>	危機管理部 （原子力安全対策課）
15	中海浄化事業の推進について	<p>中海における覆砂による透明度の向上・栄養塩の溶出抑制及び浅場造成等による水質浄化事業をさらに推進するとともに、新たな手法の検討を含め、特に、米子湾の水質改善及び環境修復を図るよう国に働きかけること。</p>	継続	<p>中海の水質改善については、鳥取・島根両県知事による協定書の内容が担保されるよう、引き続き、国へ水質浄化対策の推進を働きかけるとともに、貴市をはじめ関係機関と連携して取組を進めます。なお、本年度も引き続き令和7年8月8日に国要望を実施しました。</p>	生活環境部 （水環境保全課） 県土整備部 （河川課）

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
16	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実及び福祉人材の確保を図るために、安定的な事業運営及びサービス利用が可能となるよう計画相談、居宅介護などの報酬単価の見直し及び必要な財源を確保するよう国に働きかけること。	継続	<p>地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について、以下のことを令和7年8月12日に国へ要望しました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの報酬について、現場の実態を把握し安定的なサービス提供が可能となるよう計画相談などに対する財源確保など、必要な措置を講じること。また、障がい福祉人材の安定的確保に向けた処遇改善を強力に進めること。 ・地域における障がい児・者の生活支援の充実を図るためのグループホームなどの施設整備に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を構ずるとともに、十分な支援が行える報酬を設定すること。 ・障害福祉サービスの義務的経費である自立支援給付費については、訪問系サービスに係る国庫負担基準額を廃止し、市町村が必要と認め実際に支弁した総費用額の1/2を国が負担すること。 ・市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずること。 	福祉保健部 (障がい福祉課)
17	生活保護受給者世帯への夏季加算の創設について	夏季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、夏季加算を創設することについて積極的な措置を講じるよう国に働きかけること。	継続	夏季加算の創設については、平成24年度から毎年国へ要望しており、今年度においても、令和7年8月12日に要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	福祉保健部 (孤独・孤立対策課)
18	基幹業務システム標準化後の運用経費に対する国の財政支援について	基幹業務システム標準化後の運用経費の増加により自治体の財政を圧迫しないよう、国に対して財政支援を働きかけること。	新規	<p>システムやネットワーク回線の移行・構築に係る経費に限らず、標準化に伴い増大する運用費用についても、確実な財政措置を講じるよう令和7年8月8日に国へ要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き、地方自治体が標準化により自己負担の増加を余儀なくされることのないよう、国に対して働きかけていきます。</p>	令和の改新戦略本部 (デジタル基盤整備課)
19	公共施設等のLED照明の導入に係る脱炭素推進事業債の事業期間の延長について	公共施設等へのLED照明導入に係る改修事業を対象とする脱炭素推進事業債について、事業期間を延長するよう国に対して働きかけること。	新規	「脱炭素化推進事業債」の令和8年度以降の延長について、令和7年8月7日に国へ要望を行いました。	令和の改新戦略本部 (財政課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
20	学校施設の整備に係る必要な財源の確保について	<p>第二次ベビーブームに伴う児童生徒数の増加に対応するために整備された施設の老朽化が進んでおり、長寿命化や機能向上に速度を上げて取り組んでいく必要があることから、財政措置の拡充を講じるよう国へ働きかけること。</p> <p>特に、長寿命化改良、大規模改修等に係る学校施設環境改善交付金について、交付金の補助基準単価は、年々引き上げられているものの、依然として実施単価とは乖離していることから、実状に即した補助単価への引上げを図るよう国へ働きかけること。</p> <p>また、県の独自基準による少人数学級の推進に伴う教室の増築等、施設改修に要する経費については、県において適切な財政措置を講じること。</p> <p>新たに特別支援学級を設置する際には、児童生徒の特性に応じた環境を整備するため施設の改修(教室の区画変更及びそれに伴う照明・空調設備の改修等)が必要となるケースがあるが、その経費について、実効的な財政措置を講じるよう国へ働きかけること。</p>	継続	<p>学校施設の新築、増改築、長寿命化及び内部改修等について補助対象の拡充、補助要件の緩和、補助率の嵩上げ及び補助単価の引き上げや、少人数学級の推進に伴う施設改修等への支援について、令和7年5月27日に全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会から国要望を行うとともに、県も令和7年8月8日に国要望を行ったところであり、今後も継続して全国知事会及び全国公立学校施設整備期成会などの各種団体とも連携して、国への働きかけを行っていきます。</p>	教育委員会 (教育環境課)
21	学校における医療的ケア看護職員配置に係る財政措置の拡充について	<p>医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うため、学校において十分な支援ができるよう、国の責任において、医療的ケア看護職員配置の体制整備に必要な財政措置の拡充を講じるよう、国へ働きかけること。</p> <p>また、国が行っている医療的ケア看護職員の配置に係る補助について、医療的ケア児が体調不良等により学校に登校できない期間において、医療的ケア関係業務を行っていただければ人件費は補助対象となるが、医療的ケア児が学校にいない中での関係業務は非常に限られており、継続した安定的な人材確保に支障をきたしていることから、補助対象経費の拡充を図るよう、国へ働きかけること。</p>	継続	<p>医療的ケア児の就学において、医療的ケア看護職員の配置等を行っているところですが、十分な支援が行えるよう、補助率の引上げや補助対象経費の拡大など財政措置の拡充について、引き続き令和7年8月8日に国要望を行ったところであり、今後も継続して、国に対して働きかけを行っていきます。</p>	教育委員会 (特別支援教育課)
22	学校体育館への空調設備整備臨時特例交付金の拡充について	<p>子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る観点から新設された「空調設備整備臨時特例交付金」について、補助上限額の引き上げ等、内容の拡充を図るよう国に働きかけること。</p>	新規	<p>空調設備整備臨時特例交付金の補助上限額の引き上げ、補助要件の緩和について、令和7年8月8日に国要望を行ったところであり、今後も継続して、全国知事会及び全国公立学校施設整備期成会、全国都道府県教育長協議会などの各種団体とも連携して、国への働きかけを行っていきます。</p>	教育委員会 (教育環境課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
23	義務教育学校整備事業に係る交付対象期間の拡大等について	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第6条における、「法第5条第2項の政令で定める新築又は増築は、当該学校の統合の予定日の属する年度及び当該年度前3年度内に行なわれるものとする。」について、工事費の算定期間を「統合の予定日の属する年度及び当該年度前4年度内」に拡大すること、又は、公立学校施設整備費負担金について、「内示前の工事着手を可能」とすることなど、交付対象期間の拡大又は負担金制度の緩和等の措置を講じるよう国へ働きかけること。	新規	公立学校施設整備費負担金の交付対象期間の拡大等について、令和7年8月8日に国要望を行ったところであり、今後も継続して、全国知事会及び全国公立学校施設整備期成会、全国都道府県教育長協議会などの各種団体とも連携して、国への働きかけを行っていきます。	教育委員会 (教育環境課)
24	部活動の地域展開における財政支援について	部活動の地域展開の適切な推進と運用に向け、市町村の体制整備や部活動指導員の人材確保、受け皿となる新規クラブの立ち上げ等の体制づくり、経済的に困窮する世帯への支援等に係る、必要な財政措置の拡充を国へ働きかけること。	新規	中学校における休日の部活動の段階的な地域展開に向けて、関係団体を含めた体制整備や部活動指導員及び外部指導者を含めた指導者となる人材の確保、指導者謝金を含めた地域クラブへの支援や保護者の負担軽減など、国の責任において必要な財政措置を行うよう引き続き令和7年8月8日に国要望を行ったところであり、今後も継続して働きかけを行っていきます。	教育委員会 (体育保健課)
25	インクルーシブ教育の推進について 《重点要望項目》	特別支援学校に通学する児童生徒にとって、地域とつながる機会がない現状から、障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶ機会を増やせるよう、市町村と連携しながら、特別支援学校と地域の小・中学校とのより一層の交流促進を図ること。	継続	障がいの有無に関らず、多様性を認め合い、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し合い、よさや可能性を発揮することができる「共生社会」の実現を果たすために、特別支援学校と地域の小・中学校との「交流及び共同学習」は重要と考えています。現在、学校間交流は主に特別支援学校の近隣の学校と、また、居住地校交流は、児童生徒及び保護者の意向を確認し、希望する児童生徒が行っています。 特別支援学校と地域の小・中学校等とのより一層の交流促進を図るため、今年度は、既存事業を組み替えた「共生社会をめざす教育活動推進事業」の中で新規事業として、モデル地域・モデル校での「交流及び共同学習推進事業」を実施しており、令和8年度は、今年度の実施状況を踏まえて検討していきます。	教育委員会事務局 (特別支援教育課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
26	持続可能な社会の実現に向けた専門高校への支援について 《重点要望項目》	地域企業の人材確保支援の観点などからも、地域社会の将来を支える若者の学びの拠点である専門高校の魅力向上に努めるとともに、近年志願者数が減少している建設（土木）分野などの定員確保に資する持続的な支援を行うこと。	新規	令和9年4月1日実施予定の再編では、専門高校の魅力向上として境港総合技術高校の工業学科の一部（電気電子科）を米子工業高校に再編します。施設・設備を集約し、教職員を集中化することで、より専門性を高度化し、地域産業の担い手となる人材育成につなげていきます。 また、県立高校での学びや取組など学校紹介を高校生自らが行き、中学生・保護者等広く県民に伝える取組を大型商業施設における、「でかける体験入学イベント」として西部では令和7年8月6日に実施しました。今後も定員確保に資する支援を行っていきます。 なお、高度な「ものづくり」の学びのため、製造業では、AI等の先端技術を活用できる次世代ものづくり人材を育成するためにスーパー工業士認定制度を創設し、認定者に対して資格取得や進学費用等を支援しています。 建設業では県内からの人材の確保に向けて、鳥取県建設分野担い手確保・育成協議会を設置しており、専門高校へはドローンによる測量や電子製図などの実践的な技術研修と、就職後に求められる測量や施工管理の資格取得の支援を行っています。 当協議会では、専門高校への進学を含むキャリア形成のために、小中学校の児童、教員、保護者に建設産業の役割や魅力を発信するとともに、市町村の教育委員会に産業教育の機会を確保するカリキュラム編成をお願いしていきます。 今後とも、引き続き、地元自治体や地元産業界と連携し、それぞれの地域に応じた特色ある教育活動の推進に努めるとともに、実践的な技術支援の提供を通じて、専門高校の魅力を高める施策を行っていきます。	教育委員会事務局 (高等学校課) 商工労働部 (産業人材課) 県土整備部 (技術企画課)
27	県営東山水泳場と皆生市民プールの統廃合による新水泳場の整備について 《重点要望項目》	築40年以上が経過し老朽化の進む県営東山水泳場について、適切な競技環境確保に向け、皆生市民プールとの統廃合による新水泳場整備に関する議論を着実に進めること。	新規	現在、国民スポーツ大会のあり方が議論されているところであり、施設基準の弾力化や先催の事例、また県立体育施設の今後の在り方等も踏まえつつ、「県・米子市スポーツ施設あり方検討協議会」において貴市と議論を進めていきます。	総務部 (行財政改革推進課) 地域社会振興部 (スポーツ課)
28	東山公園地区都市構造再編集中支援事業に係る財政措置について 《重点要望項目》	基幹事業である東山公園再整備事業の新体育館整備において、令和7年度から着工している新体育館の建設を令和8年度に完了することを踏まえ、計画に基づく施設の改修及び整備を着実に実施するため、補助金の必要額を確保するよう国に働きかけること。	継続	米子市と県が共同で整備するアリーナについては、契約主体である貴市において主体的に対応いただいているところですが、県としても、国庫補助金（都市構造再編支援事業）の必要額を確保できるよう、貴市と連携して、国へ働きかけを行っていきます。	地域社会振興部 (スポーツ課)
29	下水道施設の改築に必要な財源支援について	下水道施設の改築に係る国費支援について、確実に支援を継続するとともに、今後増大が見込まれる改築事業費を踏まえ、予算の増額や効果的な施策に対し、必要な財政支援を行うよう、国へ働きかけること。	継続	下水道事業は極めて公共性が高い役割を担っていることを踏まえ、改築事業について必要な予算を確保し継続的な財政支援を講じるよう、本年度も引き続き令和7年8月8日に国要望望を実施しました。	生活環境部 (水環境保全課)
30	汚水処理施設の概成のための支援について	令和8年度末を目標とする汚水処理施設の概成に向け、着実な整備を進めるため、社会資本整備総合交付金について、必要額の配分を行うよう、国へ働きかけること。	継続	汚水処理施設の早期概成が図られるよう、社会資本整備総合交付金の配分について、本年度も引き続き令和7年8月8日に国要望望を実施しました。	生活環境部 (水環境保全課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
31	合併処理浄化槽による生活排水対策に係る財政支援について	合併処理浄化槽の設置費用については、汚水処理施設の未普及解消の観点から、個人設置型も市町村設置型と同等の財政支援措置を図ること。 また、維持管理費用について、適正な維持管理による公衆衛生の確保のため、限定的となっている支援制度の拡充を国に働きかけること。	継続	個人設置型の設置費用及び維持管理費用に対する支援制度の拡充については、本年度も引き続き令和7年8月8日に国要望を実施しました。	生活環境部 (水環境保全課)
32	雨水管理総合計画の推進に係る財政支援について	雨水管理総合計画を計画的かつ着実に進めるため、事業進捗に必要な交付金の必要額を確保するよう、国へ働きかけること。	継続	大雨等による浸水被害を低減するうえで下水道事業は極めて重要な役割を担っていることを踏まえ、雨水対策事業について必要な予算を確保し継続的な財政支援を講じるよう、本年度も引き続き令和7年8月8日に国要望を実施しました。	生活環境部 (水環境保全課)
33	上下水道の耐震化の促進に向けた国の支援について	上下水道の急所施設（水源地、配水池、基幹管路、汚水処理場等）や防災上、重要な施設（避難所や災害拠点病院等）に接続する上下水道管路等について、一体的な耐震化対策を加速するにあたり、現行の交付金制度の交付率引き上げや施設の耐震化率の上昇度合を対象とする交付要件の緩和など、必要な支援を行うよう、国へ働きかけること。	新規	国土強靱化実施中期計画においても上下水道施設の耐震化は、推進が特に必要となる施策とされており、本年度も引き続き令和7年8月8日に国要望を実施しました。	生活環境部 (水環境保全課)
34	ダム大型改修等に対する補助の新設について	多くの水道事業者は、安定的な取水のために補助多目的ダムの建設事業に参加し、水利権を取得している。補助多目的ダム事業への参画は、膨大な建設費用の負担に加え、完成後にはダムの維持管理等の負担金があり、利水事業者である本市の水道事業財政を圧迫している。 そこで、水道事業財政への負担を軽減し、水道の健全経営を確保するために、ダム新設後の維持管理を含む大型改修等についても利水事業者を補助対象とするよう、国へ働きかけること。	継続	水道水源施設ダムの維持管理を含めた大型改修に対する補助制度の創設については、貴市や他自治体の意見を踏まえ、日本水道協会が国土交通省に制度要望をされています。 一方、水道行政は令和6年度から国土交通省に移管され、地方整備局を中心に様々な課題に対する意見交換の場が設定されていることから、まずはそのような場を活用して国と意見交換を行っていきます。	生活環境部 (水環境保全課)
35	排水樋門操作の自動化・遠隔操作システムなどの導入について	排水樋門の操作員が高齢化しており、危険な作業の負担軽減・省力化を図るためにも、樋門の自動化や遠隔操作システムなどの整備を速やかに実現するよう国に対して働きかけること。	新規	国が進めている中海の排水樋門操作の電動化の促進を要望していきます。	県土整備部 (河川課)
36	空家等対策の実効性の確保について	借地上の特定空家等及び管理不全空家等の解消のため、土地所有者に対し、一定条件下での建物除却の権限を付与するほか、建物収去土地明渡請求を義務付ける等、土地所有者の管理責任を明確化するよう国に働きかけること。 また、借地上の特定空家等を略式代執行する場合において、代執行費用を土地所有者に求めることができる仕組みを構築するよう国に働きかけること。	継続	借地上にある所有者不明の特定空家等を市町村が略式代執行により除却する場合、除却によって当該土地の利活用が容易になることが、当該土地の所有者に対して一定の利益になり得ると考えられ、市町村が略式代執行を躊躇う要因となっています。 国において、「民法等の一部を改正する法律」が令和3年4月に制定され、不動産登記の義務付け、共有不動産の利用制限の緩和、財産管理制度の見直しなどが行われましたが（施行は令和5年4月、令和6年4月）、相続放棄された空き家や略式代執行等に纏わる課題の解消には至っていないため、空き家対策の一層の推進に向け、令和7年8月21日に国に対して略式代執行等に係る課題対策の検討を要望したところです。 県として国に対し、引き続き県内における取組の実情をお伝えしつつ、課題への対策の検討を働きかけていきます。	輝く鳥取創造本部 (中山間・地域振興課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
37	住宅火災への除却支援について	大規模火災による焼損により、安全・防災上の支障が生じ除却する建築物等については、県の「大規模火災除却支援制度」が設けられているが、小規模火災においても具体的な事例などを踏まえ、補助対象となるよう支援制度の拡充を図ること。また、個々の被害状況等に応じた柔軟な制度運用を行うこと。	新規	「大規模」とは、焼損した建築物の棟数や焼損面積などの規模のみならず、まちづくりの観点における被災地域の重要性や緊急性、残置する事での保安上・衛生上・景観上の影響度の大きさという意味も内包しています。 制度運用については、公平性の観点からも慎重な判断が必要と考えており、被災地の再建を望む市町村からの要望をもとに、具体的な事例などを踏まえつつ、総合的に判断していきます。	輝く鳥取創造本部 (中山間・地域振興課)
38	中海架橋建設連絡協議会の早期開催について	中海架橋の実現に向けて、島根県との協議、連携をさらに進め、「中海架橋建設連絡協議会」を速やかに再開すること。	継続	中海架橋については、「米子・境港間の高規格道路」の事業化に向けた検討を踏まえながら、島根県と事務ベースで協議を行っていきます。	県土整備部 (道路企画課)
39	公共インフラ施設の長寿命化対策に係る財政措置について	高度成長期に整備した道路施設等の公共インフラ施設の老朽化が急激に進んでおり、施設の長寿命化対策を計画的に着実に進めるために、必要な財源の措置を長期的に講じるよう、国に働きかけること。	継続	道路事業については、道路構造物の老朽化対策として令和2年度に道路メンテナンス事業補助制度が創設され、地方公共団体の個別施設計画に基づいて、計画的かつ集中的に支援が行われているところです。引き続き必要な財源の確保について国に要望していきます。 公営住宅及び都市公園施設については、社会資本整備総合交付金の配分額が要望より少なく、長寿命化対策を計画的に進めるのに支障が生じていることから、必要な財源の確保について国に働きかけていきます。	生活環境部 (住宅政策課、まちづくり課) 県土整備部 (道路企画課)
40	米子駅北広場整備事業に係る財源措置について	米子駅南北自由通路の開通(令和5年7月29日)による効果を最大限波及させ、山陰の玄関口であるJR米子駅のさらなる交通結節点としての機能強化を図るため、米子駅北広場整備事業の早期完成に向けて交付金の必要額を確保するよう、国へ働きかけること。	継続	米子駅北広場整備事業の早期完成に向けて交付金の必要額が確保できるよう、引き続き要望等を通じて国に働きかけます。	県土整備部 (道路建設課)
41	市道安倍三柳線整備に係る財政措置について	道路整備を計画的かつ着実に進めるための予算を確保し、事業進捗に必要な額を配分するよう国へ働きかけること。	継続	着実に道路整備の進捗が図られるよう、引き続き国に働きかけます。	県土整備部 (道路企画課)
42	日野橋の大規模修繕に係る必要な財源の確保について	日野橋の大規模修繕に必要な予算(道路メンテナンス事業補助)を確保し、事業進捗に必要な額を配分するよう国へ働きかけること。	継続	日野橋の老朽化対策が着実に実施できるよう、国に働きかけます。	県土整備部 (道路企画課)
43	国・県による公共土木事業の整備促進について	県事業の公共土木事業について、整備促進を図ること。 また、米子境港間高規格幹線道路及び中国横断自動車道岡山米子線4車線化の早期実現、皆生海岸侵食対策事業等をはじめとした国直轄事業の整備促進については、県からも国へ働きかけること。	継続	以下のとおり。	
	[県事業]				

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
(1)	東福原樋口線	両三柳～二本木 L=8,000m W=6.0(12.0)m 【道路改良】 主要幹線道路の整備を促進すること。(米子市都市計画マスタープラン)	継続	米子西福原郵便局から県道皆生西原線の間(約0.5km)については、通学路安全対策事業として、引き続き事業実施します。 県道両三柳西福原線から県道両三柳後藤停車場線の間(約2.4km)については、街路事業(両三柳中央線)として、引き続き事業実施します。 県道両三柳後藤停車場線から米子西福原郵便局の間(約1.2km)については、米子・境港間の高規格道路計画で実施される計画段階評価の検討状況を確認しながら、今後、整備の方向性を検討します。 県道皆生西原線から二本木の間については、米子・境港間の高規格道路計画を踏まえた検討が必要と考えます。	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)
(2)	境車尾線 (観音寺～車尾)	観音寺～車尾 L=600m W=2.5m 【歩道新設】 交通量の多い路線であり、狭隘なJR鉄道下の拡幅と交通安全のため、歩道を整備促進すること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (道路建設課)
(3)	赤松淀江線	淀江町西尾原～富繁 L=1160m W=10.0m 【バイパス整備】 急カーブ、急勾配の道路であるため、道路整備を促進すること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (道路建設課)
(4)	加茂川	奈喜良～新山 L=1,800m 【河川改修】 浸水被害解消のため、早期の整備促進を図ること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(5)	水貫川	皆生 排水機場の整備拡充 【浸水対策】 浸水被害解消のため、早期の整備促進を図ること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(6)	小松谷川	青木～南部町市山 【河川改修】 浸水被害解消のため、早期の整備促進を図ること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(7)	佐陀川	淀江町佐陀～河岡 【堤防機能の強化】 堤防機能強化のため、護岸の早期整備を図ること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(8)	加茂新川	両三柳 【河川改修】 河口閉塞防止のため河口整備を図ること。	継続	加茂新川の河口整備は、日野川河口から西向きの沿岸漂砂を遮断することとなり、侵食対策事業を実施中の海岸等への砂の供給を減少させることとなるため、当面は、沿岸の汀線の経年変化等を把握しながら、河口閉塞状況に応じて、浚渫による対応を継続していきます。	県土整備部 (河川課)
	[国直轄事業]				
(9)	米子・境港間を結ぶ高規格幹線道路の早期事業化について 《重点要望項目》	日本海側の国際交流拠点として進化を遂げつつある米子・境港地域が、災害に強く、安全・安心な活力ある社会へ更なる発展をし、地方創生を推進していくためには、その基軸となる中国横断自動車道岡山米子線を終点の境港市までつなげることが必要不可欠であることから、事業化に向けて計画段階評価の手続きを着実に進めるよう国に働きかけること。	継続	令和7年度国土交通省関係予算において、米子・境港間を結ぶ高規格道路の計画段階評価を進めるための調査が決定しました。 本年6月には第1回目の計画段階評価となる「社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会」が開催されるなど、事業化に向けて着実に進展しています。 令和7年8月8日に早期事業化を国に要望を行っており、引き続き計画段階評価の円滑な推進が図られるよう、国や関係自治体と連携した取り組みを展開していきます。	県土整備部 (道路企画課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
(10)	中国横断自動車道岡山米子線4車線化の早期実現について	蒜山 IC～米子 IC間の全線4車線化の早期実現について、国に働きかけること。	継続	引き続き「中国横断自動車道岡山米子線（蒜山 IC～境港間）整備促進期成同盟会」や岡山県の「中国横断自動車道4車線化促進岡山県期成会」等の関係機関と連携し、スタンプラリー実施等による利用促進を図りつつ、全線4車線化の早期供用を令和7年8月8日に国に要望を行っており、NEXCO 西日本にも早期供用を働きかけていきます。	県土整備部 (道路企画課)
(11)	山陰道の整備促進について	山陰自動車道の未整備区間（北条道路）の整備を促進することについて、国に働きかけること。	継続	山陰道（北条道路）は令和8年度開通予定が公表されていましたが、軟弱層や地中障害物（転石等）などへの対応が新たに必要となったことから、開通時期の見直しが発表されました。 はわい IC～北条 IC（仮称）は、令和8年度の供用に向けて令和8年度予算の重点配分と整備促進をお願いするとともに、北条 IC（仮称）～大栄東伯 ICを含めた全線開通が大幅に遅延することがないように令和7年8月8日に国に要望を行っており、引き続き整備促進を国に働きかけていきます。	県土整備部 (道路企画課)
(12)	山陰道米子道路の整備促進について	日野川東 IC～米子南 IC間の付加車線の早期整備及び残る米子南 IC～米子西 IC区間における同様の整備に向けた検討について、国に働きかけること。	継続	日野川東 IC～米子南 IC（約2.4km）の付加車線については、令和元年度に日野川東 IC～米子大橋（約0.8km）が暫定供用したところですが、残りの区間の早期整備を令和7年8月8日に国に要望を行っており、引き続き国に働きかけていきます。 また、米子南 IC～米子西 ICの付加車線整備に向けた検討について、国に要望を伝えます。	県土整備部 (道路企画課)
(13)	国道9号電線類地中化の事業促進について	米子市車尾五丁目～東福原一丁目の電線類地中化の事業促進について、国へ働きかけること。	継続	事業促進について、国に要望を伝えます。	県土整備部 (道路企画課)
(14)	直轄皆生海岸侵食対策事業の推進について	皆生海岸について、人工リーフの改良やサンドリサイクル事業等による海岸保全事業を推進し、特に富益工区の侵食対策については、更なる事業の推進を行い、計画的かつ着実に推進するための予算を確保し、また、今後侵食が危惧されている県管理区間（和田・大篠津工区）については直轄海岸工事区域に指定し、侵食対策を行うよう、国へ働きかけること。	継続	国では、皆生海岸においてサンドリサイクル等の事業を実施するとともに、富益工区においては人工リーフ改良を行っています。海岸保全事業の推進及び県管理区間（和田・大篠津工区）の直轄工事区域への指定について令和7年8月8日に国に要望を行いました。なお、対策方法については、国、貴市と調整しながら検討します。	県土整備部 (河川課)
(15)	中海治水事業の促進について	中海湖岸堤（米子市灘町地区及び旗ヶ崎地区）について、計画的かつ着実な整備推進に努めていただくよう、国への働きかけを行うこと。	継続	国では早期事業完了を目指し、米子市灘町地区をはじめ、中海湖岸堤の整備促進を図っているところです。整備促進について令和7年8月8日に国へ要望を行っており、引き続き国に働きかけていきます。	県土整備部 (河川課)